

目次

第1章 総則(第1条—第15条)

第1節 目的(第1条)

第2節 自己点検及び評価(第2条)

第3節 設置学部、学科等及び収容定員(第3条—第5条)

第4節 附置機関等(第6条—第9条)

第5節 職員組織及び職務(第10条)

第6節 会議(第11条—第15条)

第2章 学事(第16条—第60条)

第1節 教育課程及び履修方法等(第16条—第25条)

第2節 卒業及び学位(第26条・第27条)

第3節 学年、学期及び休業日(第28条—第30条)

第4節 入学、転学科、編入学、再入学、休学、退学及び除籍(第31条—第41条)

第5節 入学金、授業料等学費、入学検定料並びに奨学金(第42条—第48条)

第6節 科目等履修生、特別履修生、委託生、研究生及び聴講生(第49条—第53条)

第7節 寄付講座、公開講座及び受託研究(第54条—第56条)

第8節 賞罰(第57条—第59条)

第9節 学則の改正(第60条)

附則

第1章 総則

第1節 目的

(目的)

第1条 日本体育大学(以下「本学」という。)は、学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する大学の目的と方針に則り、広く知識を授け、深く保健体育及びスポーツ並びに保健・医療に関する学術と實際を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を錬磨し、創造性に富み、豊かな人間性と国際的視野をもった教養高き人間を育成するとともに、広く人類の健康の増進及び福祉の充実と、スポーツ文化の向上及び体育の発展に貢献することを目的とする。

第2節 自己点検及び評価

(自己点検・評価及び研修等)

第2条 本学は、前条に規定する目的を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について、絶えず自己点検及び評価を行い、教育研究水準の維持向上に努め、その結果を公表し、点検及び評価の結果について、本学職員以外の者による検証を行うよう努めるものとする。

- 2 前項の教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができする方法によって、積極的に情報を提供するものとする。
- 3 自己点検及び評価の実施並びに情報の提供等に関して必要な事項は、別に定める。
- 4 本学の教育内容等の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するためのファカルティ・ディベロップメント(FD)を推進する。
- 5 本学の管理運営等の充実を図るための組織的な研修及び研究を実施するため、スタッフ・ディベロップメント(SD)を推進する。

第3節 設置学部、学科等及び収容定員

(構成)

第3条 本学に、体育学部、スポーツ文化学部、スポーツマネジメント学部、児童スポーツ教育学部及び保健医療学部を置く。

- 2 前項の5学部のほかに大学院を置き、必要な事項は別に定める。

(学部及び学科の目的)

第4条 本学は、体育学部、スポーツ文化学部、スポーツマネジメント学部、児童スポーツ教育学部及び保健医療学部に次の学科を設ける。

(1) 体育学部

- ア 体育学科
- イ 健康学科
- ウ 武道学科
- エ 社会体育学科

(2) スポーツ文化学部

- ア 武道教育学科
- イ スポーツ国際学科

(3) スポーツマネジメント学部

- ア スポーツマネジメント学科

イ スポーツライフマネジメント学科

(4) 児童スポーツ教育学部

ア 児童スポーツ教育学科

(5) 保健医療学部

ア 整復医療学科

イ 救急医療学科

2 各学部及び各学科の目的は、本学の目的に従い、次のとおりとする。

(1) 体育学部は、保健体育及びスポーツに関する学術と実際を教授研究し、国際的視野をもった高い教養と、体育及び健康等の指導や支援に関する専門的な知識・技術を兼ね備えた指導者を養成する。

ア 体育学科は、体育・スポーツの科学的研究を深めると共に、国際的な視野に立った教養豊かな指導者及び優秀な競技者を養成する。

イ 健康学科は、学校教育における児童・生徒並びに勤労者及び福祉的支援を要する人の体力向上と健康の増進について、スポーツ医科学と福祉の連携により、専門的な知識や技術を身につけた指導者を養成する。

ウ 武道学科は、日本古来の武道・伝統芸能に関する学術と実際を教授研究するとともに、国際社会で活躍できる指導者を養成する。

エ 社会体育学科は、環境に配慮し自然と人の共生を考え、健康で豊かなスポーツライフを構築・実現するため、多様なスポーツ活動のニーズに対応できる指導者を養成する。

(2) スポーツ文化学部は、スポーツによる国際相互理解を基軸としながら、国際社会に対して日本の精神に根ざしたスポーツによる開発援助、国際協力、国際交流などの実践的な技術や理論を推進できるような人材を育成する。

ア 武道教育学科は、我が国固有の身体運動文化である武道や芸道に関する知識と技術を身につけるとともに、国内外において正しく武道や芸道を指導し、伝えることができる人材を育成する。

イ スポーツ国際学科は、国際社会において日本の精神文化に立脚したスポーツによる開発援助、国際支援ができるとともに、日本と諸外国とのスポーツ交流を推進できる人材を育成する。

(3) スポーツマネジメント学部は、スポーツを取り巻くさまざまな経済的価値を俯瞰し、スポーツの経済的活動の支援等に従事しうる人材を養成するほか、全ての人々の豊か

なスポーツライフの実現に向けて、多様な現状と課題を踏まえ、ライフステージに応じたスポーツ活動を推進することのできる人材を養成する。

ア スポーツマネジメント学科は、スポーツを取り巻くさまざまな経済的価値を俯瞰し、スポーツイベントやスポーツ施設経営などの事業にビジネスチャンスを見つけ出し、スポーツ奨励・促進のための活動を支援することのできる人材を養成する。

イ スポーツライフマネジメント学科は、すべての人々に生涯にわたって心身の健康な生活を提供し、かつ健康寿命の延伸を図ることを目的に、ライフステージに応じてスポーツや運動を処方し、競技スポーツだけでなく健康スポーツを自ら示範して指導することができる人材を養成する。

(4) 児童スポーツ教育学部は、児童期における心身の発達特性に応じた体づくり、運動遊び・スポーツ、体育及び健康等の指導や支援に関する専門的な知識と技術を備えた指導者を養成する。

(5) 保健医療学部は、深く保健、医療及び福祉に関する専門的な学術と実際を教授研究し、高度な専門知識・技術と高い倫理観を備えた医療人を育成する。

ア 整復医療学科は、高度な専門知識・技術と、豊かな人間性、高い倫理観を備えた柔道整復師を養成する。

イ 救急医療学科は、現代社会の要請と医療・保健のニーズに応える高度な知識と高い技術を持った救急救命士を養成する。

(入学定員及び収容定員)

第5条 本学の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

| 学部 | 学科 | コース | 入学定員 | 収容定員 |
|----------|----------|-----|--------|--------|
| 体育学部 | 体育学科 | | 750人 | 3,000人 |
| | 健康学科 | | 195人 | 780人 |
| | 武道学科 | | 学生募集停止 | |
| | 社会体育学科 | | 学生募集停止 | |
| 学部合計 | | | 945人 | 3,780人 |
| スポーツ文化学部 | 武道教育学科 | | 100人 | 400人 |
| | スポーツ国際学科 | | 100人 | 400人 |
| | | | | |
| 学部合計 | | | 200人 | 800人 |
| スポーツマネ | スポーツマネ | | 145人 | 580人 |

| | | | | |
|----------------|-------------------------|-----------------|--------|--------|
| ジメメント学部 | ジメメント学科 | | | |
| | スポーツライ フマネジメン ト学科 | | 110人 | 440人 |
| 学部合計 | | | 255人 | 1,020人 |
| 学部合計 | | | 200人 | 800人 |
| 児童スポーツ 教育学部 | 児童スポーツ 教育学科 | 児童スポーツ教育コ ース | 150人 | 600人 |
| | | 幼児教育保育コース | 50人 | 200人 |
| 学部合計 | | | 200人 | 800人 |
| 保健医療学部 | 整復医療学科 | | 90人 | 360人 |
| | 救急医療学科 | | 80人 | 320人 |
| 学部合計 | | | 170人 | 680人 |
| 総合計 | | | 1,770人 | 7,080人 |

第4節 附置機関等

(図書館)

第6条 本学に、図書館を置く。

2 前項の図書館に関して必要な事項は、別に定める。

(設置機関)

第7条 本学に、総合スポーツ科学研究センター、アスレティックデパートメント、学生支援センター、教職支援センター、アドミッションセンター及び国際交流センターを置き、総合スポーツ科学研究センターに体育研究所、オリンピックスポーツ文化研究所及びスポーツ危機管理研究所を、アスレティックデパートメントにハイパフォーマンスセンター、コーチングエクセレンスセンター及びスポーツ・トレーニングセンターを置く。

2 保健医療学部、スポーツキアセンター(保健医療学部附属接骨院)を置く。

3 前2項の各機関に関して必要な事項は、それぞれ別に定める。

(健康管理センター)

第8条 本学に、健康管理センターを置く。

2 前項の健康管理センターに関して必要な事項は、別に定める。

(学生寮)

第9条 本学に、学生寮を置く。

